

原油価格・物価高騰等に関する 農林水産分野支援等情報

福島県農林水産部 (令和8年4月1日 発行)

【目次】

	ページ
I 全般的な情報	
① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口	1
II 農業関係情報	
① 農家経営安定資金による支援（県事業）	2
② 飼料価格高騰に対する支援	2
i 配合飼料価格安定制度（国事業）（○）	
ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	2
iii 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
③ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援	3
i 施設園芸等燃料価格高騰対策（国事業）（○）	3
IV 水産関係情報	
① 水産業を支援する対策	4
i 漁業経営セーフティネット構築事業（国事業）（○）	4
ii 漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業（県事業）（■）	4

- (摘要) ○ 既存の制度等
■ 令和7年度政府予算第1次補正予算
★ 令和8年度当初予算

I-① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口

《概要》

- 農業・林業・水産業それぞれに、原油価格高騰や、物価高騰（飼料や肥料等の価格高騰）に係る経営相談や、対応可能な支援制度を紹介するための相談窓口を開設しております。
- 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
 - （農業関係）各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）
 - （林業関係）各農林事務所森林林業部（林業指導所）
 - （水産関係）水産事務所

担当部署	電話番号	担当分野
県北農林事務所 農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 森林林業部	024-521-2609 024-575-3181 0243-22-1127 024-521-2632	農業 〃 〃 林業
県中農林事務所 農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 森林林業部	024-935-1321 0247-62-3113 0248-75-2180 024-935-1362	農業 〃 〃 林業
県南農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0248-23-1563 0247-33-2123	農業 林業
会津農林事務所 農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 金山普及所 森林林業部	0242-29-5308 0241-24-5742 0242-83-2112 0241-54-2801 0241-24-5733	農業 〃 〃 〃 林業
南会津農林事務所 農業振興普及部 南郷普及所 森林林業部	0241-62-5264 0241-72-2243 0241-62-5372	農業 〃 林業
相双農林事務所 農業振興普及部 双葉農業普及所 森林林業部 富岡林業指導所	0244-26-1151 0240-23-6473 0244-26-4304 0240-23-6084	農業 〃 林業 〃
いわき農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0246-24-6162 0246-24-6192	農業 林業
水産事務所	0246-24-6174	水産

Ⅱ-① 農家経営安定資金による支援

《概要》

原油価格・物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

《貸付対象者》

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

《資金使途》

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金
(農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

《貸付限度額》

500万円以内(貸付限度額まで複数回利用可能)

《償還期限》

5年以内(据置1年以内)

《貸付利率》

2.50%以内(令和8年4月1日現在)※令和8年4月1日現在の利率で固定となります。

《取扱融資機関》

県内各農協(ふくしま未来、福島さくら、会津よつば、夢みなみ、東西しらかわ)、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫
詳しくは、以下のHPをご確認下さい。

【県農業経済課HP(農家経営安定資金(原油価格・物価高騰対策資金)の融通について)】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuu02.html>

(問い合わせ先)

県庁 農業経済課 024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (Ⅱ-①記載の連絡先を参照)

Ⅱ-② 飼料価格高騰に対する支援

i 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填(国と配合飼料メーカーが積立て)」の二段階の仕組みにより生産者に対して、補填金を交付します。

【農林水産省HP(配合飼料価格安定制度について)】

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/haigou/

ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業

《概要》

為替の円安等による配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填を受けても生産者の配合飼料購入費の実質負担が高止まりしていることから、その一部を支援します。

《助成対象者》

配合飼料価格安定制度に加入している方(配合飼料上昇分の一部補助)

《補助対象》

令和8年度

《支援内容》

定額: 下限400円~上限2,000円/トン以内(配合飼料上昇分の一部補助)

iii 酪農飼料価格高騰対策事業

《概要》

為替の円安等による輸入粗飼料価格の高止まりの影響で、本県の酪農経営が圧迫されていることから、緊急的に輸入粗飼料の購入費用の一部を補助するとともに、安定的に経営ができるよう、牛群検定の普及・拡大により経営体質の強化を図ります。

《助成対象者》

本県酪農家

《補助対象》

- ア 令和8年4月1日から令和9年3月10日までに購入した年度内に利用する輸入粗飼料
- イ 牛群検定に必要な機器の導入経費、検定情報に基づく飼養管理改善経費
- ウ 生産者団体が開催する研修会経費

《補助額》

- ア 定額：上限2,000円以内/トン
- イ 3/4以内
- ウ 定額

(問い合わせ先)

県庁 畜産課 024-521-7364 (i、iiの事業)

024-521-7365 (iiiの事業)

II-③ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援

i 施設園芸等燃料価格高騰対策

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的に、燃料使用量の15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を策定した農業者団体等に対して、燃料価格が一定基準を上回った場合に農業者と国の拠出による資金から補填金を交付します。

【農林水産省HP（施設園芸等燃料価格高騰対策関係）】

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kenyu/kenyu_taisaku1.html

(問い合わせ先)

福島県担い手育成総合支援協議会施設園芸セーフティネット構築事業事務局（県庁園芸課内）024-521-7355

Ⅲ-① 水産業を支援する対策

i 漁業経営セーフティーネット構築事業

《概要》

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積み立てます。

燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

補填金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します（燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から付加補填金が支払われます）。

詳しくは以下のHPを御確認下さい。

【水産庁HP（漁業経営セーフティーネット構築事業）】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/net/>

ii 漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業

《概要》

漁業者が漁船の燃料消費量を削減し、漁業経営の改善を図る取組を支援します。

《補助対象者》

福島県漁業協同組合連合会、本県の漁業協同組合等

《支援内容》

燃料消費量の削減に資する以下の取組を対象とします。

- ・船底（船体）付着物等の除去（補助額2／3以内）

船体抵抗を軽減するため、船体を上架のうえ船底に付着したフジツボや貝殻等の付着物を除去する取組

- ・船底等の塗装（補助額2／3以内）

船体抵抗削減に資する防汚効果の高い船底塗料を塗装する取組。

（問い合わせ先）

県庁 水産課 024-521-7379